

第73回「社会を明るくする運動」への協力について（お願い）

町民各位

主唱 法務省・群馬県・明和町

—罪を犯した人や非行に陥った少年の立ち直りにご協力を—

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。令和5年7月1日から同月31日までの1か月間は、本運動の強調月間です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もがやり直すチャンスあふれる社会を構築することが重要です。

平成28年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布、施行され、平成29年12月には、国の再犯防止推進計画が閣議決定され、平成31年3月には、群馬県再犯防止推進計画が策定されました。この計画を着実に実施するため、国、地方公共団体、民間が一体となって、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組を一層強力に推し進めることが重要です。

そこで、この運動の実施と推進にあたる中央と都道府県及び市町村等を単位とする地区に社会を明るくする運動推進委員会を設置しています。

明和町推進委員会では各関係機関及び団体等で組織し、企画及び実施については保護司会が中核となり実施に当たります。

こうした活動を推進するための活動資金として、封筒募金への町民の皆様のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

令和5年7月

社会を明るくする運動明和町推進委員会
館林邑楽保護区保護司会明和支部